

厚生年金特例法に係る納付勧奨等の様式例の提示等(事務連絡発出)

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

厚生年金特例法により特例対象者の標準給与の改定等が行なわれた場合、厚年基金は事業主に対する未納掛金等の納付勧奨や地方厚生局宛の月次状況報告が必要ですが、当該事務についての事務連絡 が出状されました。

平成20年10月14日「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行の状況についての報告の提出等について」

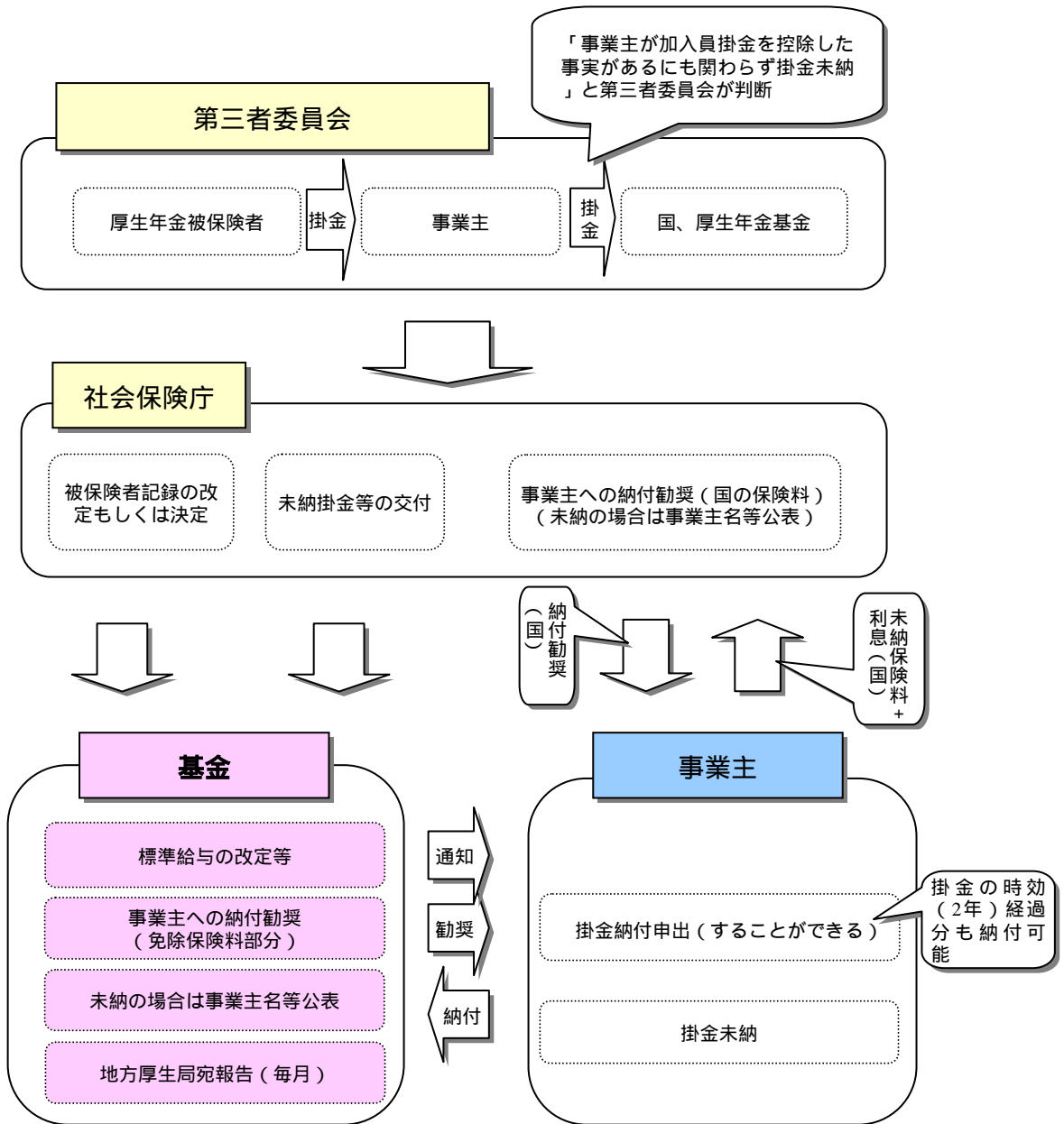
【今回明らかになった事項】

- 厚年基金が事業主等に行う未納掛金等の「納付勧奨(☞次頁 ご参照)」の様式例 が示された。
- 事業主等の未納掛金等の「納付申出(☞次頁 ご参照)」の様式例 が示された。
- 納付勧奨等の一定の手続きを実施した厚年基金は、それでも掛金未納の場合には国に未納掛金等の交付を申請しますが、当該申請のためには納付勧奨等の記録の保管が必要とされた。(交付に係る手続き等は別途通知予定)
- 厚年基金は納付勧奨等の状況について、毎月前月分を「地方厚生局宛に報告(☞次頁 ご参照)」しますが、報告期日は毎月10日と明示された。
なお、状況報告すべき厚年基金は特例対象者の情報提供を受けた基金とされており、特例対象者がいない場合等は報告不要。

データ編集可能な様式例は企業年金連合会HP(会員専用ページ)に掲載されています。

<http://www.pfa.or.jp/kikin/shiryou/notice.php>

ご参考(スキーム図)



(ご参考)厚生年金特例法の概要についてはNo.88(H20.1.22)にてご案内しております。

以上